

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【規則】

○ 岡山県看護学生奨学資金貸与規則等の一部を改正する規則

○ 母子保健法施行細則等の一部を改正する規則

○ 児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則  
（以上県例規集登載）

○ 岡山県登録販売者試験委員規程の一部改正  
（以上県例規集登載）

### 【告示】

○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども

医療推進課

医薬安全課

障害福祉課

健康推進課

医薬安全課

畜産課

子ども未来課

障害福祉課

子ども未来課

医薬安全課

子ども未来課

## 目次

園の認定の要件を定める条例に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の職員の資格等の基準  
（県例規集登載）

### 【正誤】

○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の正誤  
（県例規集登載）

総務学事課

担当課（室）

◎岡山県規則第五十八号

岡山県看護学生奨学資金貸与規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県看護学生奨学資金貸与規則等の一部を改正する規則

(岡山県看護学生奨学資金貸与規則の一部改正)

第一条 岡山県看護学生奨学資金貸与規則(昭和四十一年岡山県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第三号ホ中「第六条の二第三項」を「第六条の二の二第三項」に、「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

(岡山県事務処理規則の一部改正)

第二条 岡山県事務処理規則(昭和四十四年岡山県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三医薬安全課の部9の項中2を削り、1を3とし、同3の前に次のように加える。

1	小児慢性特定疾病医療費の支給に関すること。								
	(1) 医療費支給認定及び医療受給者証の交付(第19条の3)					○			
	(2) 小児慢性特定疾病審査会への諮問(第19条の3)					○			
	(3) 医療費支給認定の変更の認定(第19条の5)					○			
	(4) 医療費支給認定の取消し(第19条の6)					○			
2	指定小児慢性特定疾病医療機関に関すること。								
	(1) 指定及び指定の更新(第6条の2, 第19条の10)					○			

(2) 指定の取消し及び指定の全部又は一部の効力の停止（第19条の18）

別表第三障害福祉課の部2の項5(9)中「第57条の3第2項」を「第57条の3第3項」に、「第3項」を「第4項」に改める。

（岡山県障害者介護給付費等不服審査会規則の一部改正）

**第三条** 岡山県障害者介護給付費等不服審査会規則（平成十八年岡山県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第二号中「同条第二十二項」を「同条第二十一項」に改め、同条第三号中「第六条の二第一項」を「第六条の二の二第一項」に改める。

**附 則**

この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、第三条中岡山県障害者介護給付費等不服審査会規則第八条第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

◎岡山県規則第五十九号

母子保健法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

母子保健法施行細則等の一部を改正する規則

(母子保健法施行細則の一部改正)

第一条 母子保健法施行細則(昭和四十三年岡山県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

「 医療法 (昭和23年法律第205号)

様式第五号中

薬事法 (昭和35年法律第145号)

に基づき処分を受けたので届け出ます。 せ

「 医療法 (昭和23年法律第205号)

に基づき処分を受けたので届け出ます。

ひ

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和35年法律第145号)

処 分

医療法 (第24条, 第28条, 第29条)  
薬事法 (第72条第4項, 第75条第1項)

せ

処 分	<p>事項</p> <p>医療法 (第24条, 第28条, 第29条) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (第72条第4項, 第75条第1項, 第75条の2第1項)</p>
	<p>年 月 日</p>

ひ

処 分	<p>事項</p> <p>医療法 (第24条, 第28条, 第29条) 薬事法 (第72条第4項, 第75条第1項)</p> <p>年 月 日</p>
-----	---

(薬事法施行細則の一部改正)

第二条 薬事法施行細則(昭和三十九年岡山県規則第五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則

第一条中「薬事法( )」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律( )」に、「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改める。

第二条第一項中「又は第三十五条第三項ただし書」を「第三十五条第三項ただし書、第三十九条の二第二項ただし書又は第四十条の六第二項ただし書」に改める。

「 第7条第3項ただし書

薬事法第28条第3項ただし書の規定による許可申請書

第35条第3項ただし書

第7条第3項ただし書

第28条第3項ただし書

する法律第35条第3項ただし書の規定による許可申請書

第39条の2第2項ただし書

第40条の6第2項ただし書

薬事法(昭和35年法律第145号)

第7条第3項ただし書

第28条第3項ただし書の規定に

第35条第3項ただし書

より既に実務に従事している施設の所在地及び名称

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)

第7条第3項ただし書

第28条第3項ただし書

第35条第3項ただし書の規定に

第39条の2第2項ただし書  
第40条の6第2項ただし書  
定により既に実務に従事している施設の所在地及び名称

第7条第3項ただし書

上記により、薬事法第28条第3項ただし書の規定による許可を申請します。

第35条第3項ただし書

年 月 日

「 上記により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

第7条第3項ただし書

第28条第3項ただし書

を 第35条第3項ただし書の規定による許可を申請します。

第39条の2第2項ただし書

第40条の6第2項ただし書

年 月 日

「 第7条第3項ただし書

第28条第3項ただし書

第35条第3項ただし書

の規定による許可の申請については、次により許可する。 」

「 年 月 日付け医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等

第7条第3項ただし書

第28条第3項ただし書

に関する法律（昭和35年法律第145号）第35条第3項ただし書の規定による許可の にかんる。

第39条の2第2項ただし書

第40条の6第2項ただし書

申請については、次により許可する。 」

を(第三号の注)4中「薬事法施行規則」や「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」にかんる。

を(第四号中「薬事法」や「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」にかんる。

(「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部改正」)

第三条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（昭和三十九年岡山県規則第五号）の一部を次のように改正する。

様式第三号の注4を削る。

（岡山県行政組織規則の一部改正）



別表第三医薬安全課の部1の項3(2)中「第39条第1項」や「高度管理医療機器等」並びに「第39条の3第1項の医療機器」や「管理医療機器」並びに「第39条第1項及び第2項」並びに「若しくは医療機器」や「、医療機器若しくは再生医療等製品」並びに「第14条の1第1項」や「第80条の6第1項」並びに「第68条の9第6項若しくは第77条の5第4項」や「第23条の2の15第3項、第23条の35第3項、第68条の5第4項、第68条の7第6項若しくは第68条の22第6項」並びに「又は配置販売業者」や「、配置販売業者又は再生医療等製品の販売業者」並びに「同項」や「同法第69条第4項」に改め、同(1)を同3(3)とし、同(3)の次に次のように加える。

(4) 医薬品，医薬部外品，化粧品又は医療機器を業務上取り扱う者に対する廃棄，回収等の命令（第70条）									<input type="radio"/>	保健所長	
(5) 薬局製造販売医薬品の製造販売業者に対する検査命令（第71条）									<input type="radio"/>	保健所長	

別表第三医薬安全課の部1の項3(3)の前に次のように加える。

(1) 特定医療機器及び生物由来製品に関する指導及び助言（第68条の6，第68条の23）									<input type="radio"/>	保健所長	
(2) 回収の報告の受理（第68条の11）									<input type="radio"/>	保健所長	

別表第三医薬安全課の部1の項3に次のように加える。

(10) 薬局製造販売医薬品の製造販売業者に対する製造販売の承認の取消し（第74条の2）									<input type="radio"/>	保健所長	
--	--	--	--	--	--	--	--	--	-----------------------	------	--







医療機器又は再生医療等製品に改め、同号中ハからトまでを削り、チをハとし、リからヲまでを削り、ワをニとし、カからネまでをホからルまでとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条の規定(同条中岡山県行政組織規則第二百六条の表岡山県薬事審議会の項の改正規定を除く。)及び第六条中衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則別表第

一 第二十二号の改正規定(同号中ハからトまでを削り、チをハとし、リからヲまでを削り、ワをニとし、カからネまでをホからルまでとする部分に限る。) 公布の日

二 第三条の規定 平成二十七年四月一日

(経過措置)

2 第二条の規定による改正前の薬事法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県規則第六十号

児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法等施行細則（昭和二十七年岡山県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

第十七条中「第五項及び第八項」を「及び第五項」に改める。

第十八条を削る。

様式第九号中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改める。

様式第十九号の四中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に、「指定医療機関を」を「指定発達支援医療機関を」に改める。

様式第二十号の二(裏)中「6」を「5」に改める。

様式第二十一号(裏)中「2～6」を「2～5」に改める。

様式第二十一号の五中  
「児童自立生活支援事業 開始届」を  
「児童自立生活支援事業 開始届」に改める。

「児童自立生活援助事業 開始届」を「児童自立生活支援事業 開始届」に改める。  
小規模住居型児童養育事業 開始届」を「小規模住居型児童養育事業 開始届」に改める。

「児童自立生活援助事業」を「児童自立生活支援事業」に改める。  
小規模住居型児童養育事業」を「小規模住居型児童養育事業」に改める。

様式第二十一号の七中  
「児童自立生活援助事業 廃止(休止)届」を  
「児童自立生活支援事業 廃止(休止)届」に改める。

「児童自立生活援助事業 廃止(休止)届」を「児童自立生活支援事業 廃止(休止)届」に改める。  
小規模住居型児童養育事業」を「小規模住居型児童養育事業」に改める。

「児童自立生活援助事業」を「児童自立生活支援事業」に改める。  
小規模住居型児童養育事業」を「小規模住居型児童養育事業」に改める。

様式第二十九号を削る。

附 則

(施行期日)

# 平成26年10月3日 岡山県公報 号外

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第六条第二号及び第十七条の改正規定並びに様式第九号及び様式第十九号の四の改正規定は平成二十七年一月一日から、第十八条を削る改正規定及び様式第二十九号を削る改正規定は児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例（平成二十六年岡山県条例第六十九号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の児童福祉法等施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県規則第六十一号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年十月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成十八年岡山県規則第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成十八年文部科学省、厚生労働省令第三号」を「平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第二号」に、「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園の認定の要件を定める条例」を「、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例」に改め、「条例」という。」の下に「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例（平成二十六年岡山県条例第七十一号）」を加える。

第二条第一号及び第二号中「の規定による」を「に規定する」に改め、同条第三号中「第七条第一項の規定による」を「第二十九条第一項又は省令第十五条第二項に規定する」に、「様式第三号」を「様式第七号」に改め、同号を同条第七号とし、同条第二号の次に次の四号を加える。

- 三 法第十六条に規定する設置の届出書及び法第十七条第一項に規定する設置の認可の申請書 様式第三号
- 四 法第十六条に規定する廃止又は休止の届出書及び法第十七条第一項に規定する廃止又は休止の認可の申請書 様式第四号
- 五 法第十六条に規定する変更の届出書及び法第十七条第一項に規定する変更の認可の申請書 様式第五号
- 六 法第十九条第二項の証明書 様式第六号

第四条第一項中「第八条第一項」を「第三十条第一項」に、「様式第四号」を「様式第八号」に改め、同条第二項中「第七条第二号」を「第二十九条第二号」に改め、同条

第三項中「第七条第三号」を「第二十九条第三号」に改める。  
様式第一号中

施設の種別	幼稚園，保育所，認可外保育施設（該当するものを○で囲むこと。）
-------	---------------------------------

を

施設の種別	幼稚園，保育所，保育機能施設（該当するものを○で囲むこと。）
-------	--------------------------------

に  
「備考 認可外保育施設とは，児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするものをいう。

を  
「  
2 認定こども園の概要  
」  
2 認定こども園の概要  
」

に  
「一体的な管理運営をつかさどる」や「事業を管理する」に「施設において保育する子どもの数」や「利用定員」に

区 分	満 3 歳 以 上	満 3 歳 未 満	計
保育に欠ける子	人	人	人
保育に欠けない子	人	人	人
計	人	人	人

を

区 分	満3歳以上	満3歳未満	計
保 育 を 必 要 と す る 子 ど も	人	人	人
保 育 を 必 要 と す る 子 ど も 以 外 の 子 ど も	人	人	人
計	人	人	人

〓 「現員数」や「利用定員」〓 「平成18年文部科学省，厚生労働省令第3号」や「平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号」〓 「すべて」や「全て」〓 「教育及び」や「教育又は」〓 「就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園の認定の要件を定める条例」や「就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼児連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例」〓 「掲げる」や「規定する」に相当する。

〓 「第8条第1項」や「第30条第1項」〓 「一体的な管理運営をつかさどる」や「事業を管理する」〓 「施設において保育する子どもの数」や「利用定員」に相当する。

区 分	満3歳以上	満3歳未満	計
保 育 に 欠 け る 子	人	人	人
保 育 に 欠 け ない 子	人	人	人
計	人	人	人

や

--	--	--	--





# 平成26年10月3日 岡山県公報 号外

様式第3号（第2条関係）

年 月 日

岡山県知事 殿

住 所  
法 人 名  
代表者名

印

## 幼保連携型認定こども園設置届出書（認可申請書）

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第16条（第17条第1項）の規定により，幼保連携型認定こども園の設置を届け出ます。（の認可を申請します。）

### 1 幼保連携型認定こども園の概要

名 称	
所 在 地	
園長の氏名	

備考 園長とは，認定こども園の長（認定こども園の事業を管理する者をいう。）となるべき者をいう。

### 2 利用定員

区 分	満3歳以上	満3歳未満	計
保育を必要とする子ども	人	人	人
保育を必要とする子ども以外の子ども	人	人	人
計	人	人	人

備考 届出（申請）の日の前日における利用定員を記載すること。

### 3 子育て支援事業

該当する事業の番号	実施予定の事業の名称

## 備考

- 1 該当する事業の番号の欄には、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）第2条各号のうち該当する号の数字を記入すること。
- 2 実施予定の事業の名称の欄には、幼保連携型認定こども園において実施予定の事業の名称を全て記入すること。

## 添付書類

- 1 幼保連携型認定こども園において実施する教育又は保育の目標及び主な内容を記載した書類
- 2 幼保連携型認定こども園の目的を記載した書類
- 3 園地、園舎その他設備の規模及び構造を記載した書類並びにその図面
- 4 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程
- 5 経費の見積り及び維持の方法を記載した書類
- 6 幼保連携型認定こども園の開設の時期を記載した書類
- 7 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年岡山県条例第71号）第4条から第17条までに規定する基準に適合していることを証する書類
- 8 園地、園舎、備品等の所有者が設置者以外の者であるときは、所有者の同意書又は貸借契約書の写し
- 9 職員の履歴書
- 10 職員の資格が法令によって規定されている者については、当該資格を有していることを証する免許証等の写し
- 11 4の規程以外の幼保連携型認定こども園における諸規程
- 12 幼保連携型認定こども園の設置に係る理事会、評議員会等の決議録の写し
- 13 設置者の定款又は寄附行為
- 14 設置者の登記事項証明書
- 15 設置者の財産目録及び資産証明書
- 16 代表者の履歴書
- 17 この届出書（申請書）の記載事項に関する説明又は補足をするため必要と認められる書類

備考 12から16までに掲げる書類については、設置者が国又は地方公共団体以外の者である場合に添付すること。

# 平成26年10月3日 岡山県公報 号外

様式第4号（第2条関係）

年 月 日

岡山県知事 殿

住 所  
法 人 名  
代表者名



## 幼保連携型認定こども園廃止（休止）届出書（認可申請書）

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第16条（第17条第1項）の規定により，幼保連携型認定こども園の廃止（休止）を届け出ます。（の認可を申請します。）

対象となる幼保連携型認定こども園の名称及び所在地

名 称	
所 在 地	

### 添付書類

- 1 廃止又は休止の理由を記載した書類
- 2 園児の処置方法を記載した書類
- 3 廃止の期日又は休止の予定期間を記載した書類
- 4 財産の処分について記載した書類（休止についての届出及び認可の申請の場合を除く。）

# 平成26年10月3日 岡山県公報 号外

様式第5号（第2条関係）

年 月 日

岡山県知事 殿

変更前の設置者 住 所  
法 人 名  
代表者名 印

変更後の設置者 住 所  
法 人 名  
代表者名 印

## 幼保連携型認定こども園の設置者の変更届出書（認可申請書）

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第16条（第17条第1項）の規定により，幼保連携型認定こども園の設置者の変更を届け出ます。（の認可を申請します。）

### 1 概要

	変 更 前	変 更 後
名 称		
所 在 地		
園長の氏名		

備考 園長とは，認定こども園の長（認定こども園の事業を管理する者をいう。）となるべき者をいう。

### 2 利用定員

#### (1) 変更前

区 分	満3歳以上	満3歳未満	計
保育を必要とする子ども	人	人	人

# 平成26年10月3日 岡山県公報 号外

保育を必要とする子ども以外の子ども	人	人	人
計	人	人	人

備考 届出（申請）の日の前日における利用定員を記載すること。

## (2) 変更後

区 分	満3歳以上	満3歳未満	計
保育を必要とする子ども	人	人	人
保育を必要とする子ども以外の子ども	人	人	人
計	人	人	人

## 3 子育て支援事業

### (1) 変更前

該当する事業の番号	実施予定の事業の名称

### (2) 変更後

該当する事業の番号	実施予定の事業の名称

備考

- 1 該当する事業の番号の欄には、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）第2条各号のうち該当する号の数字を記入すること。
- 2 実施予定の事業の名称の欄には、(1)にあっては現在実施している事業の名称を、(2)にあっては設置者の変更後に実施予定の事業の名称を全て記入すること。

添付書類

- 1 幼保連携型認定こども園において実施する教育又は保育の目標及び主な内容を記載した書類

# 平成26年10月3日 岡山県公報 号外

- 2 幼保連携型認定こども園の目的を記載した書類
- 3 園地，園舎その他設備の規模及び構造を記載した書類並びにその図面
- 4 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程
- 5 経費の見積り及び維持の方法を記載した書類
- 6 変更の理由及び時期を記載した書類
- 7 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年岡山県条例第71号）第4条から第17条までに規定する基準に適合していることを証する書類
- 8 園地，園舎，備品等の所有者が設置者以外の者であるときは，所有者の同意書又は貸借契約書の写し
- 9 職員の履歴書
- 10 職員の資格が法令によって規定されている者については，当該資格を有していることを証する免許証等の写し
- 11 4の規程以外の幼保連携型認定こども園における諸規程
- 12 幼保連携型認定こども園の設置に係る理事会，評議員会等の決議録の写し
- 13 設置者の定款又は寄附行為
- 14 設置者の登記事項証明書
- 15 設置者の財産目録及び資産証明書
- 16 代表者の履歴書
- 17 この届出書（申請書）の記載事項に関する説明又は補足をするため必要と認められる書類

## 備考

- 1 添付書類は，変更前及び変更後のそれぞれについて作成すること。ただし，変更前及び変更後の書類が同一のものとなる場合は，変更後の書類を省略することができる。
- 2 12から16までに掲げる書類については，設置者が国又は地方公共団体以外の者である場合に添付すること。

# 平成26年10月3日 岡山県公報 号外

様式第6号（第2条関係）

（表）

		第	号
身分証明書			
所 属			
氏 名			
生年月日	年	月	日
上記の者は、就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第19条第1項の規定により立入検査等を行う職員であることを証明する。			
年	月	日	発行
岡山県知事			印

備考 用紙の大きさは、縦9.5センチメートル，横6.5センチメートルとする。

（裏）

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（抜粋）

（報告の徴収等）

**第19条** 都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等の長。第28条から第30条まで並びに第34条第3項及び第9項を除き，以下同じ。）は，この法律を施行するため必要があると認めるときは，幼保連携型認定こども園の設置者若しくは園長に対して，必要と認める事項の報告を求め，又は当該職員に関係者に対して質問させ，若しくはその施設に立ち入り，設備，帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による立入検査を行う場合においては，当該職員は，その身分を示す証明書を携帯し，関係者の請求があるときは，これを提示しなければならない。

3 略



附 則

(施行期日)

1 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号)の施行の日から施行する。  
(経過措置)

2 この規則による改正前の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

平成26年10月3日 岡山県公報 号外

◎岡山県訓令第第八号

保健福祉部

岡山県登録販売者試験委員規程（平成二十年岡山県訓令第二号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十月三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

第一条中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

◎岡山県告示第五百十三号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼  
保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例に基づく幼保連携  
型認定こども園以外の認定こども園の職員の資格等の基準を次のように定める。

平成二十六年十月三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づ  
く幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例に基づ  
く幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の職員の資格等の基準

(趣旨)

第一条 この告示は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関  
する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める  
条例（平成十八年岡山県条例第六十五号。以下「条例」という。）第四条第二項ただ  
し書、第三項ただし書及び第四項ただし書に規定する職員の資格の基準、条例第五条  
第一項ただし書に規定する施設設備の要件、条例第六条に規定する教育及び保育の一  
体的な提供に関して留意すべき事項、条例第七条に規定する子どもの教育及び保育に  
従事する者の資質の向上に関して留意すべき事項並びに条例第八条に規定する子育て  
支援事業の実施に関して留意すべき事項を定めるものとする。

(職員の資格)

第二条 条例第四条第二項ただし書に規定する要件は、幼稚園の教員の免許状又は保育  
士の資格のいずれかを有していることとする。

2 条例第四条第三項ただし書に規定する要件は、幼稚園の教員の免許状の取得に向け  
た努力を行っており、意欲、適性、能力等がある者として知事が承認したこととする。

3 前項の規定による承認を受けようとする者は、認定こども園学級担任要件適合承認  
申請書（様式第一号）を知事に提出するものとする。

4 条例第四条第四項ただし書に規定する要件は、保育士の資格の取得に向けた努力を  
行っており、意欲、適性、能力等がある者として知事が承認したこととする。

5 前項の規定による承認を受けようとする者は、認定こども園教育保育時間相当利用  
児保育従事者要件適合承認申請書（様式第二号）を知事に提出するものとする。

6 第二項及び第四項の規定による承認の有効期間は、承認した日から一年とし、再承

認は行わない。

(施設設備)

**第三条** 条例第五条第一項ただし書に規定する要件は、次のとおりとする。

- 一 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。
- 二 子どもの移動時の安全が確保されていること。

(教育及び保育の一体的な提供)

**第四条** 条例第六条に規定する事項は、次のとおりとする。

一 教育及び保育の内容に関して留意すべき事項は、次のとおりとする。

- ア 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第六条の規定により、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第一号）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（平成二十年厚生労働省告示第四百四十一号）に基づかなければならないこと。

イ 子どもの一日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮したものでなければならないこと。

二 教育及び保育の基本及び目標に関して留意すべき事項は、次のとおりとする。

- ア 認定こども園における教育及び保育は、零歳から就学前までの全ての子どもの対象とし、一人一人の子どもの発達の過程に即した援助の一貫性及び生活の連続性を重視しつつ、満三歳以上の子どもに対する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十三条各号に掲げる目標の達成に向けた教育の提供及び保育を必要とする子どもに対する保育の提供という二つの機能が一体として展開されなければならないことから、認定こども園は、次に掲げる目標が達成されるよう教育及び保育を提供しなければならないこと。

- (1) 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持及び情緒の安定を図るようすること。
- (2) 健康、安全かつ幸福な生活のための基本的な生活習慣及び態度を育て、健全な心身の基礎を培うようにすること。
- (3) 人とのかかわりの中で、人に対する愛情及び信頼感並びに人権を大切にすることを育てるとともに、自立と協同の態度及び道徳性の芽生えを培うようにすること。

- (4) 自然等の身近な事象への興味及び関心を育て、それらに対する豊かな心情及び思考力の芽生えを培うようにすること。
  - (5) 日常生活の中で、言葉への興味及び関心を育て、喜んで話し、及び聞く態度並びに豊かな言葉の感覚を養うようにすること。
  - (6) 多様な体験を通じて豊かな感性を育て、創造性を豊かにするようにすること。
- イ 認定こども園は、アに規定する目標を達成するため、子どもの発達の状況等に応じ、より具体化した教育及び保育のねらい及び内容を定め、子どもの主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい生活が展開されるよう環境を構成し、子どもが発達に必要な体験を得られるようにしなければならないこと。
- 三 教育及び保育を行うに当たって特に配慮しなければならない事項は、次のとおりとする。
- ア 当該認定こども園の利用を始めた年齢により集団生活の経験年数が異なる子どもがいることに配慮する等零歳から就学前までの一貫した教育及び保育を子どもの発達の連続性を考慮して展開していくこと。
- イ 子どもの一日の生活の連続性及びリズムの多様性に配慮するとともに、保護者の労働時間その他家庭状況を反映した子どもの利用時間及び登園日数の違いを踏まえ、一人一人の子どもの状況に応じ、教育及び保育の内容について工夫をすること。
- ウ 共通利用時間において、幼児期の特性を踏まえ、環境を通じて行う教育活動の充実を図ること。
- エ 保護者及び地域の子育てを自ら実践する力を向上する観点から子育て支援事業を実施すること。
- 四 教育及び保育に関する計画並びに指導計画に関して留意すべき事項は、次のとおりとする。
- ア 認定こども園における教育及び保育は、認定こども園として目指すべき目標及び理念並びに運営の方針を明確にしなければならないこと。
- イ 認定こども園においては、教育及び保育を一体的に提供するため、次に掲げる点に留意して、幼稚園における教育課程及び保育所における保育課程の双方の性格を併せ持つ教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成するとともに、年、学期、月、週及び日々の指導計画を作成し、教育及び保育を適切に展開しなければならないこと。

ばならないこと。

- (1) 教育時間相当利用児及び教育保育時間相当利用児がいることから、指導計画の作成に当たり、子どもの一日の生活時間に配慮し、活動及び休息、緊張感及び解放感等の調和を図ること。
- (2) 共通利用時間における教育及び保育のねらい及び内容については、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づいて実施し、指導計画に定めた具体的なねらいを達成すること。
- (3) 家庭及び地域において異年齢の子どもとかわる機会が減少していることを踏まえ、満三歳以上の子どもについては、学級による集団活動とともに、満三歳未満の子どもを含む異年齢の子どもによる活動を、発達の状況にも配慮しつつ適切に組み合わせ設定する等の工夫をすること。
- (4) 受験等を目的とした単なる知識及び特別な技能の早期獲得のみを目指すような、いわゆる早期教育となることのないよう配慮すること。

五 園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境の構成に当たって留意すべき事項は、次のとおりとする。

ア 零歳から就学前までの様々な年齢の子どもの発達の特性を踏まえ、満三歳未満の子どもについては特に健康、安全及び発達の確保を十分に図るとともに、満三歳以上の子どもについては学級による集団活動の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通じて発達を促す経験が得られるよう工夫をすること。

イ 利用時間が異なる多様な子どもがいることを踏まえ、地域、家庭及び認定こども園における生活の連続性を確保するため、子どもの生活が安定するよう一日の生活のリズムを整えるよう工夫をすること。特に満三歳未満の子どもについては睡眠時間等の個人差に配慮するとともに、満三歳以上の子どもについては集中して遊ぶ場と家庭的な雰囲気の中でくつろぐ場との適切な調和等の工夫をすること。

ウ 共通利用時間については、子ども一人一人の行動の理解及び予測に基づき計画的に環境を構成するとともに、集団とのかかわりの中で、自己を発揮し、子ども同士の学びあいが深まり、広がるよう子どもの教育及び保育に従事する者のかかわりを工夫すること。

エ 子どもの教育及び保育に従事する者が子どもにとって重要な環境となっている

ことを念頭に置き、子どもとその教育及び保育に従事する者との信頼関係を十分に築き、子どもとともによりよい教育及び保育の環境を創造すること。

六 日々の教育及び保育の指導において留意すべき事項は、次のとおりとする。

ア 零歳から就学前までの子どもの発達の連続性を十分理解した上で、生活及び遊びを通じて総合的な指導を行うこと。

イ 子どもの発達の個人差、施設の利用を始めた年齢の違い等による集団生活の経験年数の差、家庭環境等を踏まえ、一人一人の子どもの発達の特性及び課題に十分留意すること。特に満三歳未満の子どもについては、大人への依存度が極めて高いこと等の特性があることから、個別的な対応を図ること。また、子どもの集団生活への円滑な接続について、家庭との連携協力を図る等十分留意すること。

ウ 一日の生活のリズム及び利用時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、子どもに不安及び動揺を与えないようにする等の配慮を行うこと。

エ 共通利用時間においては、同年代の子どもとの集団生活の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通じて発達を促す経験が得られるよう環境の構成、子どもの教育及び保育に従事する者の指導等を工夫すること。

オ 乳幼児期の食事は、子どもの健やかな発育及び発達に欠くことのできない重要なものであることから、望ましい食習慣の定着を促すとともに、子ども一人一人の状態に応じた摂取法及び摂取量のほか、食物アレルギー等への適切な対応に配慮すること。また、楽しく食べる経験、食に関する様々な体験活動等を通じて、食事を行うことへの興味及び関心を高め、健全な食生活を実践する力の基礎を培う食育の取組みを行うとともに、利用時間の相違により食事をとる子どもととらない子どもがいることにも配慮すること。

カ 午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることができる環境を確保するとともに、利用時間が異なること及び睡眠時間は子どもの発達の状況及び個人による差があることから、一律とならないよう配慮すること。

キ 健康状態、発達の状況、家庭環境等から特別に配慮を要する子どもについて、一人一人の状況を的確に把握し、専門機関との連携を含め、適切な環境の下に健やかな発達が図られるよう留意すること。

ク 家庭との連携においては、子どもの心身の健全な発達を図るために、日々の子どもの状況を的確に把握するとともに、家庭と認定こども園とで日常の子どもの

様子を適切に伝え合い、十分な説明に努める等日常的な連携を図ること。この場合において、職員間の連絡協力体制を築き、家庭からの信頼を得られるようにすること。

ケ 教育及び保育に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭及び住民の子育てを自ら実践する力の向上及び子育ての経験の継承につながることから、これを促すこと。この場合において、保護者の生活形態が異なることを踏まえ、全ての保護者の相互理解が深まるよう配慮すること。

七 小学校における教育との連携を図るに当たって留意すべき事項は、次のとおりとする。

ア 子どもの発達及び学びの連続性を確保する観点から、小学校における教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、連携を通じた質の向上を図ること。

イ 地域の小学校等との交流活動及び合同の研修の実施等を通じ、認定こども園の子ども及び小学校等の児童並びに認定こども園及び小学校等の職員同士の交流を積極的に進めること。

ウ 全ての子どもについて指導要録の抄本又は写し等の子どもの育ちを支えるための資料の送付により連携する等、教育委員会、小学校等との積極的な情報の共有及び相互理解を深めること。

(子どもの教育及び保育に従事する者の資質の向上)

#### 第五条 条例第七条に規定する事項は、次のとおりとする。

一 子どもの教育及び保育に従事する者の資質は、教育及び保育の要であり、自らその向上に努めることが重要であること。

二 教育及び保育の質の確保及び向上を図るためには日々の指導計画の作成及び教材の準備、研修等が重要であり、これらに必要な時間について、午睡の時間及び休業日の活用、非常勤職員の配置等様々な工夫を行うこと。

三 幼稚園の教員の免許状を有する者及び保育士の資格を有する者との相互理解を図ること。

四 認定こども園においては、教育及び保育に加え、保護者の子育てを自ら実践する力の向上につながるような子育て支援事業等多様な業務が展開されることから、認



定こども園の長も含め、職員に対する当該認定こども園の内外の研修の幅を広げる  
こと。

五 認定こども園の内外での適切な研修の計画を作成し、研修を実施するとともに、  
その機会を確保できるように勤務体制の組立て等に配慮すること。

六 認定こども園の長には、認定こども園を一つの園として多様な機能を一体的に発  
揮させる能力並びに地域の人材及び資源を活用していく調整能力が求められること  
から、当該能力を向上させること。

(子育て支援事業)

第六条 条例第八条に規定する事項は、次のとおりとする。

一 子育て支援事業は、単に保護者の育児を代わって行うのではなく、教育及び保育  
に関する専門性を十分に活用し、子育て相談及び親子の集いの場の提供等の保護者  
への支援を通じて保護者自身の子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援する  
ものであること。

二 子育て世帯からの相談を待つだけでなく、認定こども園から地域の子育て世帯に  
対して働きかけを行うこと。

三 子育て支援事業としては、子育て相談及び親子の集いの場の提供、家庭における  
養育が一時的に困難となった子どもに対する保育の提供等多様な事業が考えられる  
が、例えば、子育て相談及び親子の集いの場を週三日以上提供する等保護者が利用  
を希望するときに利用可能な体制を確保すること。

四 子どもの教育及び保育に従事する者が研修等により子育て支援に必要な能力をか  
ん養い、その専門性及び資質を向上させていくとともに、地域の子育てを支援する  
ボランティア、NPO、専門機関等と連携する等様々な地域の人材及び社会資源を  
活用していくこと。

#### 附 則

(施行期日)

1 この告示は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する  
法律に基づく認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例（平成二  
十六年岡山県条例第六十八号）の施行の日から施行する。

(関係告示の廃止)

2 平成十八年岡山県告示第五百二十号（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合

的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園の認定の基準を定める条例に基づく認定こども園の職員の資格等の基準）は、廃止する。

（経過措置）

3 この告示の施行の際現に前項の規定による廃止前の平成十八年岡山県告示第五百二十号（以下「旧基準」という。）第一の二の規定による承認についてされている申請は第二条第二項の規定による承認についてされている申請と、旧基準第一の三の規定による承認についてされている申請は同条第四項の規定による承認についてされている申請とみなす。

4 この告示の施行の際現に旧基準第一の二の規定による承認を受けている者は第二条第二項の規定による承認を受けたものと、旧基準第一の三の規定による承認を受けている者は同条第四項の規定による承認を受けたものとみなす。この場合において、これらの者についての同条第五項の規定の適用については、旧基準第一の二の規定による承認を受けた日を同条第二項の規定による承認を受けた日と、旧基準第一の三の規定による承認を受けた日を同条第四項の規定による承認を受けた日とみなす。

# 平成26年10月3日 岡山県公報 号外

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

岡山県知事

殿

住 所

法 人 名

氏名（又は代表者名）

印

## 認定こども園学級担任要件適合承認申請書

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成18年岡山県条例第65号）第4条第3項ただし書に規定する要件に適合することの承認を受けたいので申請します。

### 1 承認の対象となる職員が所属する施設の状況

施設名	
所在地	
申請をする人数	
申請をする理由	

### 2 承認の対象となる職員の状況

対象となる職員の氏名				
現施設における採用年月日				
保育士の資格の取得年月日				
保育所における子どもの処遇に係る経験年数	通算の経験年数	年 月		
	現施設における経験年数	年 月	他の施設における経験年数	年 月
保育所以外の	施設の種別及び			

# 平成26年10月3日 岡山県公報 号外

施設における 子どもの処遇 に係る経験年 数	名称		経験年数	年 月
	施設の種別及び 名称		経験年数	年 月
幼稚園の教員の免許状の取得に 向けて努力している内容				
施設 長 等 の 意 見	幼稚園の教員の免許状の取 得に向けた意欲に対する意 見			
	幼稚園の教員の業務に対す る適性及び能力に対する意 見			
	現施設での勤務状況等			
	意見を付した者の職名及び 氏名			
そ の 他 特 記 事 項				

## 添付書類

- 1 施設における職員の勤務及び配置の状況，資格の取得状況等を記載した書類
- 2 上記職員の子どもの処遇に係る経験の状況等に関する略歴を記載した書類
- 3 保育士登録証の写し
- 4 幼稚園の教員の免許状の取得に向けて努力していることを証する書類
- 5 この申請書の記載内容を説明し，又は補足するため必要と認められる書類

# 平成26年10月3日 岡山県公報 号外

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

岡山県知事

殿

住 所

法 人 名

氏名（又は代表者名）

印

## 認定こども園教育保育時間相当利用児保育従事者要件適合承認申請書

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成18年岡山県条例第65号）第4条第4項ただし書に規定する要件に適合することの承認を受けたいので申請します。

### 1 承認の対象となる職員が所属する施設の状況

施設名	
所在地	
申請をする人数	
申請をする理由	

### 2 承認の対象となる職員の状況

対象となる職員の氏名				
現施設における採用年月日				
幼稚園の教員の免許状の種類及び取得年月日				
幼稚園における子どもの処遇に係る経験年数	通算の経験年数	年 月		
	現施設における経験年数	年 月	他の施設における経験年数	年 月

# 平成26年10月3日 岡山県公報 号外

幼稚園以外の施設における子どもの処遇に係る経験年数	施設の種別及び名称		経験年数	年 月
	施設の種別及び名称		経験年数	年 月
保育士となる資格の取得に向けて努力している内容				
施設長等の意見	保育士となる資格の取得に向けた意欲に対する意見			
	保育士の業務に対する適性及び能力に対する意見			
	現施設での勤務状況等			
	意見を付した者の職名及び氏名			
その他特記事項				

## 添付書類

- 1 施設における職員の勤務及び配置の状況，資格の取得状況等を記載した書類
- 2 上記職員の子どもの処遇に係る経験の状況等に関する略歴を記載した書類
- 3 幼稚園の教員の免許状の写し
- 4 保育士の資格の取得に向けて努力していることを証する書類
- 5 この申請書の記載内容を説明し，又は補足するため必要と認められる書類

平成26年10月3日 岡山県公報 号外

(二一) 平成二十六年十月三日付け(号外) 公布就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例(岡山県条例第七十一号)に誤りがあつた。

頁・行	二三・一五
誤	平成二十六年岡山県条例第 号
正	平成二十六年岡山県条例第七十 一号